

諏訪東京理科大学公立化等検討協議会設置規約

(設置)

第1条 諏訪東京理科大学を存続させることを目的に、公立化を含めた今後のあり方等を検討するため、諏訪東京理科大学公立化等検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、検討を行うものとする。

- (1) 諏訪東京理科大学の公立化に関すること
- (2) 大学改革に関すること
- (3) 前2号に定めるもののほか、諏訪東京理科大学を存続させるために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10名をもって組織する。

- 2 委員は、学校法人東京理科大学、茅野市、長野県、岡谷市、諏訪市、下諏訪町、富士見町及び原村の代表者並びに公立大学法人公立諏訪東京理科大学の理事長予定者及び公立諏訪東京理科大学の学長予定者をもって充てる。
- 3 協議会は、前項の委員のほか、必要に応じ、オブザーバーを設けることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、委員が会議に出席できない場合において、当該委員から申出があったときは、当該委員が別途指名した者の出席を認めることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 4 前項の規定により指名され、会議に出席した者は、当該会議において議決権を行使することができる。
- 5 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、学校法人東京理科大学及び茅野市において処理する。

(補則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成27年12月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。